

公 募 要 領

沖縄県土木建築部公告土住第3号（令和2年9月4日）の「平成30年住生活総合調査拡大調査に係る集計・分析関連業務」に係る企画書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この公募要領によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 平成30年住生活総合調査拡大調査に係る集計・分析関連業務
- (2) 履行場所 沖縄県内
- (3) 業務の目的

住生活総合調査は、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査し、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とした5年周期の統計調査である。令和3年度に沖縄県住生活基本計画の見直しが予定されており、平成30年調査の結果は、現行計画の進捗状況の把握、新たな目標の設定に向けた検討等において、重要な役割を担うものである。

沖縄県では、国土交通省が実施する住生活総合調査に合わせて、調査精度を高めるために、調査対象世帯数を追加して行う住生活総合調査拡大調査を住宅・土地統計調査（総務省）の回答世帯から抽出した県内約5千世帯を対象に実施した。

本業務では、総務省から平成30年住宅・土地統計調査のデータの提供を受けて、両調査を紐付けし、また、令和2年度には国土交通省から平成30年住生活総合調査のデータ提供がなされることから、沖縄県実施の住生活総合調査拡大調査と国実施の住生活総合調査のデータを結合することにより、調査精度の高い集計・分析を行い、沖縄県住生活基本計画の見直しに向けた検討において必要となる適切な資料を得ることを目的とする。

(4) 業務内容

- ア 平成30年住生活総合調査拡大調査と平成30年住宅・土地統計調査の個票データの紐付け
沖縄県が総務省統計局から取得する平成30年住宅・土地統計調査の個票データ（空き家等を含む約3.8万戸分）から、平成30年住生活総合調査拡大調査に回答した世帯の個票データ（1,268世帯分）を抽出し、両調査の個票データを世帯ごとに結合する。結合に当たっては、両調査間の回答の不整合を検出し、合理的な修正を行う。
なお、両調査の個票データは、共通の市区町村番号、調査区番号、建物番号、住戸番号を含んでいる。
- イ 平成30年住生活総合調査拡大調査と平成30年住生活総合調査（国土交通省）の沖縄県データの結合
アにより作成された結合済み個票データと別途提供される結合済み平成30年住生活総合調査（国土交通省）のデータ（最大876世帯分）を結合する。
- ウ 平成30年住生活総合調査拡大調査の集計
イにより作成された結合済み個票データを使用し、「6 圏域区分」ごとに集計事項一覧表（参考資料）に基づき統計表を作成する。集計に当たっては、個票データから沖縄県値を算出するための各データの拡大係数を算定し、個票データに付加するとともに、誤差率を算出する。
なお、今後、集計事項の変更を行うことがある。
- エ 平成30年住生活総合調査拡大調査の分析
ウの集計結果を分析し、過去の住生活総合調査及び住宅需要実態調査の結果との比較を含めて、住生活の実態把握、将来予測、政策課題の抽出等を行う。また、主要な集計・分析結果をテーマごとにビジュアル化した一般公表用資料を作成する。（住生活総合調査（国土交通省実施）分析資料より15項目程度を選定）
- オ 報告書の作成等
平成30年調査の集計・分析業務の総括及び次回調査における集計・分析業務に向けた課題の抽出と

改善提案と併せ、ア～エの成果を下記仕様により報告書にとりまとめ、納品する。

【報告書の仕様】

統計表編

- ・原稿枚数 …… A4-500枚
- ・印刷 …… タイプ印刷
- ・製本 …… 左くるみとじ（両面印刷）
- ・規格 …… A4、タテ、横書き
- ・用紙 …… 再生紙（45kg）
- ・部数 …… 10部

集計・分析編

- ・原稿枚数 …… A4-30枚
- ・印刷 …… タイプ印刷
- ・製本 …… 左くるみとじ（両面印刷）
- ・規格 …… A4、タテ、横書き
- ・用紙 …… 再生紙（45kg）
- ・部数 …… 10部

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

合理的な集計手順及び分析方法について

- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月25日まで
- (6) 業務量の目安 4,290,000(税込み)円以下
- (7) 成果品

ア 平成30年住生活総合調査拡大調査結果 統計表編報告書（A4版ペーパー 500ページ程度）10部

イ 平成30年住生活総合調査拡大調査結果 集計・分析編（A4版ペーパー 30ページ程度）10部

ウ 報告書の原稿（電子データをCD-Rに格納したもの） 一式

※Microsoft Word/Excel/PowerPoint 2016により加工が可能な形式及びPDFファイルにて納めること。

エ その他調査職員の指示するもの

※成果品一式の著作権は、沖縄県に帰属するものとする。なお、受注者側でも同様のものを5年間保管すること。

- (8) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は共通仕様書第1128条第1項に示す他に次のとおりとする。

業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務等であって、本業務においては、調査票等の調製、調査対象世帯の抽出、回収済み調査票の精査・確認・単純集計等の業務を指すものとする。

2 企画書の特定に関する事項

(1) 企画書に関する評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理担当者が、業務実績の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 企業及び予定管理者の経験等

評価項目	評価の着目点		評価のウェート
		判断基準	
基本項目	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間において、企業の同種業務又は類似業務の実績があるか。 ①平成27年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績又は同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ②平成27年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績又は類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③上記に該当しない <p>記載する業務は2件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、3件以上提出した場合は、③の評価とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 10 ② 5 ③ 特定しない
業務実施体制に係る項目	管理者の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間において、管理者の同種業務又は類似業務の実績があるか（役職者として携わった業務に限り、複数名配置する場合は最多の者の実績とする）。 ①平成27年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績又は同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ②平成27年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績又は類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③上記に該当しない <p>記載する業務は2件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、3件以上提出した場合は、③の評価とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 10 ② 5 ③ 0
	知見者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士を持つ技術者が当該業務に深く携わることができるか。 ①知見者も当該業務を担当する。 ②知見者と密に連携が取れる体制である。 ③知見者との連携が不明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 10 ② 5 ③ 0
	地域精通度	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間において、沖縄県を対象に管理者の業務実績があるか。なお、業務実績は、国・都道府県。政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①平成27年度以降から公告日までに完了した業務実績をマネジメントした実務経験が2件以上ある。 ②平成27年度以降から公告日までに完了した業務実績をマネジメントした実務経験が1件以上ある。 ③上記に該当しない。 <p>記載する業務は3件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、4件以上提出した場合は、③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 10 ② 5 ③ 0

		の評価とする。	
--	--	---------	--

イ 実施方針及び特定テーマに対する技術提案

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
業務実施体制に係る項目	人員体制	・業務を円滑に実施するための体制は十分なものとなっているか。	0～10
	業務実施手順の妥当性	・「平成30年住宅・土地統計調査（総務省）」、「平成30年住生活総合調査（国土交通省）」、「平成30年住生活総合調査拡大調査」の内容及び統計の手順を把握しているか。	0～10
特定テーマに関する技術提案	的確性	・仕様書などの与条件及び地域特性との整合性があるか。 ・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されているか。 ・事業の重要度を考慮した提案となっているか。 ・事業の難易度に相応しい提案となっているか。	0～20
	実現性	・提案内容に説得力があるか。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか。 ・利用しようとする技術基準、資料が適切か。 ・提案内容によって想定される事業費が適切か。	0～10
	独創性	・提案内容に独創性があるか。	0～10

ウ 参考見積に関する確認

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
参考見積もり	業務コストの妥当性	・業務規模と大きく乖離がある場合は非特定 ・業務量の目安を超える金額の場合は非特定	—

3 企画書に対する質問及び回答

企画書等を提出しようとする者は、企画書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
 沖縄県土木建築部住宅課 企画班
 電話番号 098-866-2418

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 令和2年9月4日（金）から令和2年9月11日（金）まで
 イ 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)による。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間 令和2年9月15日（金）から令和2年9月25日（火）まで

イ 場 所 住宅課のホームページに掲載する。

【沖縄県土木建築部住宅課HP】 <http://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>